

岡崎スマートコミュニティ推進協議会 規約

(名称)

第1条 本協議会を、「岡崎スマートコミュニティ推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、スマートコミュニティに関する情報収集、スマートコミュニティの具体化に向けた事業モデルの調査・検討を通じて、対災害性の向上と岡崎市の魅力アップ、さらなる地域振興を目指した、岡崎市におけるスマートコミュニティを実現することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本協議会の目的を達成するために、会員及び事務局は必要に応じてワーキンググループを設立することができる。ワーキンググループにおいては、協議会の運営に関する方針や決議事項を整合することを前提に、当該ワーキンググループの運営に関する方針や決議事項を独自に定めることができるものとする。

(会員)

第4条 協議会は、目的に賛同する法人・個人で構成するものとする。

(入会)

第5条 協議会に入会しようとする者は、入会申込書を第9条で定める事務局（以下、事務局という。）に提出の上、事務局が承諾したことをもって、入会とする。

(退会)

第6条 退会しようとする会員は、事務局に退会届を提出する。事務局がこれを受領したことをもって退会とする。

(会員の義務)

第7条 会員は、本規約を遵守し、本協議会の目的遂行のために協力する。

2 前項の規定にもかかわらず、会員は、本協議会への参加より本協議会の活動に伴い組成されるワーキンググループ、事業体等への参加・出資が義務付けられるものではない。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長を置き、会員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第9条 本協議会の運営及び活動内容に関する事務処理を行うため、事務局を岡崎市企画財政部内に設置する。

2 事務局は、協議会の運営にあたって、以下の活動を担当する。

- (1) 本規約に定める事務手続き
- (2) 会員の入退会の管理
- (3) 本協議会の目的達成に必要な各種資料の作成
- (4) 本協議会の運営に必要な調査研究
- (5) 本協議会の開催設定、協議会全体の検討内容や議事内容に関する案の提示、案の作成のための事前活動
- (6) 会員への情報提供、会員相互間の情報提供
- (7) 参加者の変更に関する管理

3 事務局は、前号の事務局業務の一部を、第三者に委託することができる。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、会員、事務局、オブザーバ及びアドバイザーが参加可能とする。

(オブザーバ)

第11条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバを置くことができる。

(アドバイザー)

第12条 協議会は、専門家等のアドバイザーを置くことができる。

(活動年度)

第13条 本協議会の活動年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(規約の改定)

第14条 この規約は、必要に応じて協議会において改正することができるものとする。

(補足)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成26年7月7日から施行する。